

## 山梨県ドクターヘリ運用事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、県内の救急医療体制の充実・確保を図るため、地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「補助事業者」という。）が実施する、救急医療に必要な機器及び医薬品を装備した救急医療用ヘリコプター（以下「ドクターヘリ」という。）の運航等を行うための事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

(1) ドクターヘリ運航委託事業

山梨県立中央病院で行うドクターヘリの運航に要する事業

(2) ドクターヘリ搭乗医師等確保事業

ドクターヘリへ搭乗する医師及び看護師の確保に要する事業

(3) ドクターヘリ運航連絡調整員確保事業

ドクターヘリの運航連絡調整員の確保に要する事業

(4) ドクターヘリ運航調整委員会事業

ドクターヘリの運航に係る関係機関との調整等に要する事業

(5) ドクターヘリ運用関係事業

ドクターヘリの運用に関して知事が必要と認める事業

### (補助対象経費、補助率及び補助額)

第3条 前条に規定する補助事業に対する対象経費、補助率及び補助額は、次のとおりとする。

- (1) 次表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から診療収入、寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (3) (2)により選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
ドクターヘリ運航委託事業	228,696千円 ×運営月数/12	ドクターヘリの運航に必要な委託費（ヘリコプター賃借料、操縦士等拘束料、燃料費、保守料、災害補償費（航空保険料））	10分の10

ドクターヘリ搭乗医師等確保事業	17,484千円 ×運営月数/12	ドクターヘリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員諸手当、非常勤職員報酬、職員社会保険料、非常勤職員社会保険料）
ドクターヘリ運航連絡調整員確保事業	1,942千円 ×運営月数/12	ドクターヘリの運航連絡調整員の確保に必要な給与費（非常勤職員報酬、非常勤職員諸手当、非常勤職員社会保険料、委託費（上記経費に該当するもの。））
ドクターヘリ運航調整委員会事業	3,533千円	ドクターヘリ運航調整委員会の運営に必要な諸謝金（委員謝金）、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料（会場借料）、会議費
ドクターヘリレジストリ構築事業	1,086千円	ドクターヘリのレジストリ構築に必要な給与費（非常勤職員報酬、非常勤職員諸手当、非常勤職員社会保険料、委託費（上記経費に該当するもの。））
ドクターヘリ運用関係事業	知事が必要と認める額	ドクターヘリの運用に関して必要な経費

（交付申請）

第4条 補助事業者は、知事が別に定める日までに補助金交付申請書（様式第1号）に係る書類等を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内の変更を除く。）又は補助事業の内容の変更（補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業内容の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合を除く。）をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 知事は、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (6) 知事は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第4号）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付方法)

第7条 補助金の交付は精算払いを原則とする。

- 2 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。
- 3 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して知事が別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、取壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月8日から施行し、平成25年12月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年8月19日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和元年11月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(様式第1号)

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

山梨県ドクターヘリ運用事業費補助金交付申請書

このことについて、山梨県ドクターヘリ運用事業を別紙計画書のとおり実施したいので、山梨県ドクターヘリ運用事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書(様式第1号-1)
- (2) 経費所要額調書(様式第1号-2)
- (3) 所要額等明細書(様式第1号-3)
- (4) 収支予算書
- (5) その他参考となる書類

(様式第2号)

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

山梨県ドクターヘリ運用事業費補助金事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった山梨県ドクターヘリ運用事業費補助金について次のとおり変更したいので、山梨県ドクターヘリ運用事業費補助金交付要綱第5条第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更理由

2 変更内容

(様式第3号)

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

山梨県ドクターヘリ運用事業費補助金事業（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった山梨県ドクターヘリ運用事業費補助金について次のとおり（中止・廃止）したいので、山梨県ドクターヘリ運用事業費補助金交付要綱第5条第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 （中止・廃止）理由

2 （中止・廃止）内容



(様式第 4 号)

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

山梨県ドクターヘリ運用事業費補助金事業実績報告書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった山梨県ドクターヘリ運用事業費補助金の対象事業を完了したので、山梨県ドクターヘリ運用事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助金精算額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業実績報告書 (様式第 4 号-1)
- (2) 経費所要額精算書 (様式第 4 号-2)
- (3) 支出額等明細書 (様式第 4 号-3)
- (4) 収支決算(見込)書
- (5) その他参考となる書類

(補助金の振込口座)

金融機関名		本・支店名		口座種別	
口座番号		口座名義(フリガナ)			

(様式第5号)

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

山梨県ドクターヘリ運用事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった山梨県ドクターヘリ運用事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求 額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

口座振替 振替先銀行名 \_\_\_\_\_ 預金種別 (当座・普通)  
フリガナ ( )  
口座名 \_\_\_\_\_ 口座番号 \_\_\_\_\_

(様式第 6 号)

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

財産処分承認申請書

山梨県ドクターヘリ運用事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県ドクターヘリ運用事業費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

(様式第7号)

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった山梨県ドクターヘリ運用事業費補助金について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、山梨県ドクターヘリ運用事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 添付書類

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書（別紙）
- ・消費税及び地方消費税確定申告書
- ・その他参考となる書類

(別紙)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書

- 1 施設名
- 2 開設者氏名
- 3 施設の所在地
- 4 補助事業名
- 5 県補助金確定額
- 6 概要
  - (1) 課税売上割合
  - (2) 仕入控除税額

(様式第1号-2)

経費所要額調書

(補助事業者名 )

(単位：円)

事業名	総事業費 (A)	診療収入、寄付 金その他の収入 額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県補助所要額 (G)	備考
合計								

(注)

- 1 「事業名」欄には補助事業の区分（運航委託事業、搭乗医師等確保事業、運航連絡調整員確保事業、運航調整委員会事業、運用関係事業）ごとに記入すること。
- 2 「総事業費」欄には、当該事業に係る総事業費を記入すること。
- 3 「対象経費の支出予定額」欄には、要綱第3条に掲げる表の第3欄に定める対象経費の実支出額を記入すること。
- 4 「基準額」欄には、要綱第3条に掲げる表の第2欄に定める基準額を記入すること。
- 5 「選定額」欄には、(C)、(D)及び(E)を比較して、最も少ない額を記入すること。
- 6 「県補助所要額」欄には、(F)に記載された額に要綱別表第4欄に定める補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(様式第1号-1)

事業計画書

(1) 運用期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(2) 施設現況

施設名			
所在地			
ヘリポートの場所			
上記ヘリポートから病院 施設までの距離時間	距離 (m)		時間 (秒)

※「距離」は10m単位で、「時間」は30秒単位で記入すること。

(3) ドクターヘリ概況

委託先		運航時間	
運航範囲			
出勤体制	医師 名、看護師 名、操縦士 名、整備士 名、その他 ( ) 名		
機体の機種		機体の常設機器等	
機体の定員		委託会社名	

(4) ドクターヘリ運用事業実施内容

--

(5) ドクターヘリ運航調整委員会

会議名	
委員構成	
開催回数	

(6) ドクターヘリ運用関係事業実施内容

--



(様式第4号-2)

経費所要額精算書

(補助事業者名 )

(単位：円)

事業名	総事業費 (A)	診療収入、寄付 金その他の収入 額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	対象経費の 支出額 (D)	交付決定額 (E)	選定額 (F)	県補助所要額 (G)	備考
合計								

- (注)
- 1 「事業名」欄には補助事業の区分（運航委託事業、搭乗医師等確保事業、運航連絡調整員確保事業、運航調整委員会事業、運用関係事業）ごとに記入すること。
  - 2 「総事業費」欄には、当該事業に係る総事業費を記入すること。
  - 3 「対象経費の支出額」欄には、要綱第3条に掲げる表の第3欄に定める対象経費の実支出額を記入すること。
  - 4 「選定額」欄には、(C)、(D)及び(E)を比較して、最も少ない額を記入すること。
  - 5 「県補助所要額」欄には、(F)に記載された額に要綱別表第4欄に定める補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(様式第4号-1)

事業実績報告書

(1) 運用期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(2) 施設現況

施設名			
所在地			
ヘリポートの場所			
上記ヘリポートから病院 施設までの距離時間	距離 (m)		時間 (秒)

※「距離」は10m単位で、「時間」は30秒単位で記入すること。

(3) ドクターヘリ概況

委託先		運航時間	
運航範囲			
出勤体制	医師 名、看護師 名、操縦士 名、整備士 名、その他 ( ) 名		
機体の機種		機体の常設機器等	
機体の定員		委託会社名	

(4) 事業実施内容

--

(5) ドクターヘリ運航調整委員会

会議名	
委員構成	
開催回数	

(6) ドクターヘリ運用関係事業実施内容

--